

付託事件等審査結果報告

平成22年12月24日

薩摩川内市議会企画経済委員会
委員長 宮 脇 秀 隆

1 委員会の開催日

12月17日，20日（2日間）

2 付託事件及び審査結果

- (1) 議案第191号 薩摩川内市過疎地域自立促進計画を定めるについて
本案は，原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお，審査の過程において，過疎地域自立促進計画と定住自立圏共生ビジョン及びゴールド集落活性化条例との関連については，市民にも分かりやすいよう工夫されたい旨の意見が述べられた。

- (2) 議案第192号 川薩広域市町村圏協議会の廃止について
本案は，原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (3) 議案第195号 育英地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は，原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (4) 議案第198号 水引地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は，原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (5) 議案第199号 峰山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は，原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (6) 議案第200号 滄浪地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は，原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (7) 議案第202号 八幡地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は，原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (8) 議案第204号 城上地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は，原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (9) 議案第206号 吉川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は，原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (10) 議案第207号 湯田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は，原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (11) 議案第208号 西方地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (12) 議案第209号 藤本地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (13) 議案第210号 野下地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (14) 議案第211号 倉野地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (15) 議案第212号 清色地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (16) 議案第213号 朝陽地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (17) 議案第214号 大馬越地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (18) 議案第215号 八重地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (19) 議案第216号 南瀬地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (20) 議案第219号 藤川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (21) 議案第220号 黒木地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (22) 議案第222号 大村地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (23) 議案第223号 轟地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (24) 議案第 2 2 4 号 藺牟田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (25) 議案第 2 2 6 号 子岳地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (26) 議案第 2 2 7 号 西山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (27) 議案第 2 2 8 号 内川内地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (28) 議案第 2 2 9 号 長浜地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (29) 議案第 2 3 0 号 青瀬地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (30) 議案第 2 3 1 号 薩摩川内市セントピアの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (31) 議案第 2 3 2 号 薩摩川内市の農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (32) 議案第 2 3 3 号 天神池公園の指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (33) 議案第 2 3 5 号 薩摩川内市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (34) 議案第 2 3 7 号 薩摩川内市川内港待合所の指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (35) 議案第 2 3 8 号 薩摩川内市観光船・水中展望船条例の一部を改正する条例の制定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (36) 議案第 2 3 9 号 薩摩川内市藺牟田池自然公園施設等の指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (37) 議案第 2 4 0 号 薩摩川内市愛宕ビスタパーク等の指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (38) 議案第 2 4 1 号 薩摩川内市樋脇観光拠点施設遊湯館の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (39) 議案第 2 4 2 号 薩摩川内市下甌竜宮の郷等の指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (40) 議案第 2 4 3 号 薩摩川内市東郷温泉ゆったり館の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (41) 議案第 2 4 4 号 手打海水浴施設及び芦浜海水浴施設の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (42) 議案第 2 4 5 号 薩摩川内市スクーバダイビング拠点施設の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (43) 議案第 2 4 6 号 薩摩川内市里交流センター甌島館等の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (44) 議案第 2 4 7 号 唐浜臨海公園の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (45) 議案第 2 4 8 号 薩摩川内市とうごう五色親水公園の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (46) 議案第 2 6 2 号 平成 2 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において述べられた意見・要望の概要は、次のとおりである。

ア 複合拠点施設等整備事業については、商工会議所等の関係機関と連携を密に取り、当該施設が「まちの賑わいを取り戻す」という事業の目的に則したものとなるよう、努められたい。

イ 複合拠点施設の効果を十分発揮させるためにも、可能性調査による検討を十分行うとともに、まずは市民の間で機運が盛り上がるよう努められたい。

ウ 地上アナログ放送終了を間近に控え、地上デジタル放送も防災行政無線も視聴できないという地域が発生しないよう、関係課間で連携を取りながら事業を進められたい。

- (47) 議案第 2 7 8 号 平成 2 2 年度薩摩川内市自動車運送事業会計補正予算
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

3 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行い、調査の過程において述べられた意見・要望の概要は、次のとおりである。

- (1) 企画政策課だけでなく、他の部局で実施されている定住促進につながる施策も含めて、定住促進制度の効果等を総合的・客観的に把握し、その効果が十分発揮されるよう検討できる組織の設置について検討されたい。
- (2) 組織・機構の見直しに当たっては、定員適正化方針等とリンクさせながら、最終的に目標とする組織の形を明確にした上で、それに向けてどの段階でどのような見直しを行う必要があるのか、根拠を示して説明し、見直し方針に対する理解が得られるよう努められたい。
- (3) プレミアム商品券発行の効果を十分検証されたい。
- (4) 自動車運送事業の民営化については、地域住民・観光客の双方にとって利便性が高いものとなるよう、運行事業者の公募・選定に当たっては、十分検討されたい。
- (5) シティセールスの三つの柱である「知名度向上」、「受入態勢整備」、「魅力向上」を結合させ、より大きな効果を得るため、更に観光誘客の取組を強化されたい。
- (6) 民間団体等が企画し実施されている朝市等については、誘客効果も見込めることから、市としても積極的に支援されたい。